

報告第25号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年11月2日	166,000円	足立区古千谷本町在住者	令和4年6月18日、古千谷さくら公園内から飛来したボールが相手方の所有する住宅に設置されている雨どいを破損し、相手方に当該雨どいの交換費用に相当する額の損害を与えた。